

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第612号

2014年(平成26年)2月13日

藤沢市教育委員会
委員長 阪井 祐基子 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する事項に係るコンピュータ処理について(答申)

2014年2月6日付けで諮問(第611号)された生徒指導，生徒の進路指導，児童生徒の健康等に関する事項に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

市立中学校や特別支援学校における，成績情報や健康情報は，生徒の将来に係わる大変重大な個人情報であり，厳重な管理や正確な取り扱いが求められる。

本市においては，生徒の成績処理や出欠席の管理処理，また，健康管理などの校務について，手作業や表計算ソフトの利用など，学校ごとに異なる方法で行っているため，教職員にとっては，通知表の作成や確認作業などの校務に多くの時間を要しており，各校の校長からは，計算ミスや転記ミスの要因になりかねない，あるいは，生徒と向き合い，生徒を指導する時間が不足してしまう，などの課題が寄せられている。

現実に，県内の他自治体の中学校においては，教職員の不注意や確認不足による通知表の誤記入や記入漏れなどの間違いが発生し，新聞でも報道されているところである。

このため，中学校長会からも，こうしたミスを防ぐため，全校共通

の校務支援システムの導入を強く要望されており，教育委員会の急務の課題として検討してきた。

その結果，教育委員会としては，個人情報の重要性を認識し，条例第11条に規定される，適正な管理を踏まえた上で，個人情報に係るミスなどのリスクを防ぐための方策として，全ての学校で，全ての教職員が同じやり方で成績処理や通知表の作成ができる，共通の校務支援システムを導入することとなった。

このことにより，現状の課題を解決することはもちろん，生徒の個人情報を，より厳重に取り扱うことで，生徒の権利や利益を守ることにつながると考えている。

(2) システムの概要及び諮問理由

システムについては，プロポーザルで選定した株式会社文溪堂の「Te-Comp@s s」を導入する。

このシステムは，生徒名簿情報をベースに，成績情報，出欠席情報，健康情報を管理し，通知表の作成や，調査書等の作成が可能となっており，正確で効率的な校務の執行が期待できる。

システムの稼動には，最初に生徒及び保護者の個人情報のうち氏名，学校名，住所等の基本情報を新たに入力する必要があるが，平成25年4月1日現在，本市立中学校19校及び特別支援学校には合わせて10,535名（市立中学校1校あたり平均550名，特別支援学校105名）の生徒が在籍しており，全ての生徒と保護者の当該基本情報を手作業で入力することは，限られた人員と時間の中では非効率で，ミスを引き起こす可能性もある。

このため，生徒及び保護者の当該基本情報のシステムへの入力は，学務保健課が所管する学齢簿システム内の個人情報を利用することによって行う。

以上のことから，本事務の執行に際し，条例第18条に規定されたコンピュータ処理に関することについて，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(3) システムの構成

システムの運用にあたっては，専用回線の利用や災害に強く高いセキュリティレベルを兼ね備えた神奈川県内のデータセンターを活用し，システムの安定した運用や情報の安全確保を強化することで，個人情報の保護に努める。

なお，データセンターのサーバー数は13（校務サーバ3・外字1・検証1・AD2・ファイル1・ウイルス対策1・バックアップ1・環境復元1・資産管理1・監視1）で，情報は各学校ごとに格納される。

校務用パソコンの台数は各学校で成績に関わる教員数とし，以下のとおり配置する予定である。

	学校名	数		学校名	数
1	第一中学校	40	12	秋葉台中学校	32
2	明治中学校	32	13	大庭中学校	32
3	鵜沼中学校	41	14	村岡中学校	39
4	六会中学校	40	15	湘南台中学校	44
5	片瀬中学校	31	16	高倉中学校	29
6	御所見中学校	27	17	滝の沢中学校	41
7	湘洋中学校	44	18	大清水中学校	26
8	長後中学校	28	19	羽鳥中学校	27
9	藤ヶ岡中学校	36	20	白浜養護学校	73
10	高浜中学校	30	21	教育委員会（学校教育 企画課）	20（保守2台予備18台 ）
11	善行中学校	26		合 計	738台

(4) 本システムで取り扱う個人情報

ア 学校名及び学校番号

イ 学籍番号

ウ 生徒情報

入学年月日，学年，クラス名，出席番号，生徒氏名（本名，通称），
ふりがな（本名，通称），性別，生年月日，出身小学校名，転入年
月日，転入元，転出年月日，転入先，郵便番号，住所，緊急連絡先，
進学先，部活動，兄弟姉妹，生徒会活動，学級活動，学校行事，成
績情報，保健室情報，健康診断情報

エ 保護者情報

保護者（父・母）の氏名（本名，通称），ふりがな（本名，通称），
住所

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする個人情報

(4)本システムで取り扱う個人情報に同じ。

イ コンピュータ処理の必要性について

市立中学校及び特別支援学校における，約1万人分の生徒の成績処
理をはじめとする，校務を正確かつ効率的に進め，ミスを防ぐととも
に，教員の校務の負担軽減を図ることで教員が生徒に向き合う時間を
確保し，教育環境の整備を進めるためには校務支援システムの導入が
必要と考える。

情報のデータベース化や電子化による危険性は十分理解した上で、重大な個人情報である成績情報や健康情報を、津波や地震などの災害による損失から守るとともに、盗難などによる流出を防ぐためには、現状の各学校ごとに処理する方法よりも、堅牢なデータセンターに情報を格納することがより安全と考え、コンピュータ処理を行うものである。

ウ 安全対策について

- (ア) 市立中学校及び特別支援学校において、既存の学校イントラネット回線を活用し、全校の校務用パソコンをネットワークで結び、教育文化センターの教育情報機器等で使用しているネットワーク機器を経由することで、情報の集約を図るとともに、教育文化センターから先の通信においても専用回線を介して、堅牢なデータセンターに情報を格納することで、個人情報の保護を図る。
- (イ) 校務用パソコンについては、市立中学校及び特別支援学校とともに、セキュリティワイヤーにより盗難防止を図るとともに、教員不在の場合は職員室に施錠をするため、生徒等の入室はできず、システム上、他校の生徒の情報を見ることもできない。
- (ウ) データセンターのサーバーと連携したシステム管理ソフトウェアにより、登録されたパソコン以外はシステムに接続できないようにする。
- (エ) パソコンへのアクセス権限については、成績処理をする教員に限るとともに、校長・教頭・教務主任等の職位に応じて設定し、パソコンへのログオンについても利用できる教員ごとにID及びパスワード（半年ごとに変更）を設定し、システム内の個人情報を第三者が容易に閲覧できないようにする。
- (オ) 夜間及び休日については、学校施設全体に総合警備をかけることで、セキュリティの確保を図る。
- (カ) 教育文化センターのサーバーについては、事務室内の施錠されたスペースに配置され、入退室についてもセンター長またはセンター長不在の際は代理の指導主事の許可を得た者に限るとともに、記録簿を配備し、夜間及び休日については、施設全体に総合警備をかけることで、セキュリティの確保をはかる。
- (キ) 取り扱える情報の範囲については、校長、教頭、教務主任、学年主任、担任などの区分により権限を設定し、それぞれの職務に応じた内容のみを取り扱うようにする。
- (ク) 養護教諭については保健室や健康診断等の情報のみとする。
- (ケ) システムで利用する個人情報については学校教育法施行規則第28条に基づき、5年間は保存し、その後システムから削除する。

以上に加え、校務支援システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、「藤沢市立学校情報セキュリティ規程」、

「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。

(6) 実施時期

2014年(平成26年)3月1日(予定)

(7) 提出資料

- ア 資料1 校務支援システム ネットワーク構成イメージ図
- イ 資料2 藤沢市権限設定について
- ウ 資料3 教員数・パソコン設置台数
- エ 資料4 ソフトウェア概要
- オ 資料5 データセンター概要
- カ 資料6 サービス利用契約書(案)
- キ 資料7 データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書
- ク 資料8 中学校個人情報取扱事務届出書(一部)
- ケ 資料9 特別支援学校個人情報取扱事務届出書
- コ 資料10 サービス利用契約について

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

市立中学校及び特別支援学校における、約1万人分の生徒の成績処理をはじめとする、校務を正確かつ効率的に進め、ミスを防ぐとともに、教員の校務の負担軽減を図ることで教員が生徒に向き合う時間を確保し、教育環境の整備を進めるためには校務支援システムの導入が必要である。

情報のデータベース化や電子化による危険性は十分理解した上で、重大な個人情報である成績情報や健康情報を、津波や地震などの災害による損失から守るとともに、盗難などによる流出を防ぐためには、現状の各学校ごとに処理する方法よりも、堅牢なデータセンターに情報を格納することがより安全である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策について次のように述べている。

ア 市立中学校及び特別支援学校において、既存の学校イントラネット回線を活用し、全校の校務用パソコンをネットワークで結び、教育文化センターの教育情報機器等で使用しているネットワーク機器を経由することで、情報の集約を図るとともに、教育文化センターから先の通信においても専用回線を介して、堅牢なデータセンターに情報を格納することで、個人情報の保護を図る。

- イ 校務用パソコンについては、市立中学校及び特別支援学校ともに、セキュリティワイヤーにより盗難防止を図るとともに、教員不在の場合は職員室に施錠をするため、生徒等の入室はできず、システム上、他校の生徒の情報を見ることもできない。
- ウ データセンターのサーバーと連携したシステム管理ソフトウェアにより、登録されたパソコン以外はシステムに接続できないようにする。
- エ パソコンへのアクセス権限については、成績処理をする教員に限るとともに、校長・教頭・教務主任等の職位に応じて設定し、パソコンへのログオンについても利用できる教員ごとにID及びパスワード（半年ごとに変更）を設定し、システム内の個人情報を第三者が容易に閲覧できないようにする。
- オ 夜間及び休日については、学校施設全体に総合警備をかけることで、セキュリティの確保を図る。
- カ 教育文化センターのサーバーについては、事務室内の施錠されたスペースに配置され、入退室についてもセンター長またはセンター長不在の際は代理の指導主事の許可を得た者に限るとともに、記録簿を配備し、夜間及び休日については、施設全体に総合警備をかけることで、セキュリティの確保をはかる。
- キ 取り扱える情報の範囲については、校長、教頭、教務主任、学年主任、担任などの区分により権限を設定し、それぞれの職務に応じた内容のみを取り扱うようにする。
- ク 養護教諭については保健室や健康診断等の情報のみとする。
- ケ システムで利用する個人情報については学校教育法施行規則第28条に基づき、5年間は保存し、その後システムから削除する。
以上に加え、校務支援システムの運用や作業の中で、個人情報を取り扱う場合については、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、
「藤沢市情報セキュリティポリシー〈基本方針〉」、
「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」、
「藤沢市立学校情報セキュリティ規程」、
「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」を遵守し、個人情報の保護及び安全の確保に努める。
以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。
- 以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上